

おおた 子どもの生活応援プラン策定にあたって

厚生労働省の最近の調査では、17歳以下の子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあるとされています。その割合は、近年、減少傾向にありますが、依然として看過できない状況です。

国においては、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、令和元年にさらに対策を推進するため改正され、併せて、基本的な方針などを策定する「子どもの貧困対策に関する大綱」が改正されました。

大田区では、子どもの貧困の問題を重く受け止め、平成29年3月に「おおた 子どもの生活応援プラン（第1期）」を策定しました。この間、大田区の地域力を活かし、子どもを支援する施策に横断的に取り組んでまいりました。しかし、生活困窮、虐待、不登校やひきこもり、障がい等、子どもや家庭を取り巻く課題は複合・複雑化する傾向があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態がもたらす子どもたちへの影響など、対策の強化が必要です。

こうした中、第1期計画が令和4年3月で満了することに伴い、子どもを第一に、大田区の子どもたちが夢や希望を持って、未来を切り拓くことができる地域共生社会の実現をめざした計画となるよう見直しました。

見直しにあたっては、子どもと保護者へのアンケート調査、ひとり親家庭へのアンケート調査などにより生活実態を把握し、子どもたちの意見を聞きました。コロナ禍に得た貴重な資料をもとに、前回との比較や新型コロナウイルス感染症拡大が子どもや家庭にもたらした影響などを分析しました。

区のあらゆる分野が一丸となり重層的な支援体制の充実に取り組むことで、本計画をさらに力強く推進してまいります。

子どもが幸福に成長するためには、社会的に包み込むような温かい支援（「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」）が必要です。子どもの問題を地域共通の課題として理解を深めるよう、どうか、区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、調査にご協力いただいた皆様、「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」の委員の皆様、そして貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和4年3月

大田区長

松原忠義

